

## 第4章 上宮王權（佃説）

### 1 上宮法皇

#### (1) 法隆寺釈迦三尊像

法隆寺金堂の釈迦三尊像には光背に銘がある。

##### ○法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘

- 法興元三十一年、歳次辛巳（621年）十二月、鬼前太后崩す。
- 明年（622年）正月二十二日、上宮法皇枕病して愈（よ）からず。
- 干食王后、仍りて以て労疾し、並びに床に著く。
- 時に王后・王子等、及び諸臣と深く愁毒を懷き、共に相發願す。仰いで三宝に依り、當に釈迦三尊像尺寸の王身を造る。此の願いの力を蒙り、病を転じ、寿を延ばし、世間に安住されんことを。（中略）
- 二月二十一日、王后、即世す。翌日（二月二十二日）、法皇、登遐す。
- 癸未年（623年）三月中、願の如く釈迦三尊像并びに俠侍及び莊嚴の具を造り竟（おわ）る。（中略）
- 使司馬鞍作止利仏師造る。

法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘（概要を箇条書にした）

「釈迦三尊像」は「上宮法皇」が崩御した後に「願の如く、造り竟（おわ）る」とある。釈迦三尊像は上宮法皇の成仏を願って造られている。

「釈迦三尊像」は法隆寺金堂の中心に安置されている。法隆寺は「上宮法皇」を祀る寺である（古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』）。

##### □法隆寺は「上宮法皇」を祀る寺である。

- 「622年2月22日」に「上宮法皇」は死去し、「623年3月」に「法隆寺」は上宮法皇を祀る寺として完成する。
- 法隆寺は「聖徳太子」の寺ではない。

#### (2) 「尺寸の王身」と救世觀音像

法隆寺金堂の釈迦三尊像の光背銘には「王后・王子等、及び諸臣は上宮法皇の病氣平癒を祈願して釈迦三尊像尺寸の王身を造る」とある。

「救世觀音像」について記録がある。

上宮王等身觀世音菩薩木像壹躯 金薄押

天平宝字五年十月一日 『法隆寺縁起并資財張（大和法隆寺文書）』

「上宮王等身」とある。「釈像尺寸の王身」のことである。「救世觀音像」は「上宮法皇」の「尺寸の王身」として造られている。

「天平宝字五年（761年）」以降まで法隆寺金堂には「釈迦三尊像」と「救世觀音像」が並べて置かれていた（74号）。

□法隆寺の「釈迦三尊像」と「救世觀音像」

- 上宮法皇の病気平癒を祈願して釈像尺寸の王身が造られる。これが「救世觀音像」である。秘仏として「法隆寺東院夢殿」に隠されていた。
- 上宮法皇が崩御した後に「願の如く釈迦尊像並びに俠侍及び莊嚴の具を造り竟（おわ）る」とある。これが「釈迦三尊像」である。
- 「上宮法皇」は「622年2月22日」に死去する。

(3) 上宮法皇と「九州年号」

法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘には「法興元三十一年歲次辛巳」とある。「辛巳」は「621年」である。「法興元年」は「591年」である。

「法興」年号は伊豫温泉の石碑にも使われている。

法興六年歲次丙辰、我が法王大王、惠聰法師及び葛城臣と夷与村に逍遙し、  
正に神井を觀る。 『釈日本紀』（『伊豫國風土記逸文』）

「法興六年歲次丙辰（596年）」に「法王大王」は惠聰法師及び葛城臣と夷与村（伊豫温泉＝道後温泉）を逍遙したとある。

「法王大王」とあるから「法興」年号は「法王大王」の年号であろう。「法興六年丙辰年」は「596年」である。「法興元年＝591年」である。法隆寺の「法興」年号と一致する。「上宮法皇」＝「法王大王」である。

□「法興」年号は「上宮法皇（法王大王）」の年号である。

- 年号を建てているから「上宮法皇」は「天子」である。

## 2 上宮王権

(1) 「上宮法皇」の独立

「法興」年号は「591年～622年」である。阿毎王権の年号と重なる。

○阿毎王権の天子と年号

- 十三世物部尾輿 貴樂 552年～569年 初代
- 十四世大市御狩連公 金光 570年～575年 二代目  
(敏達（阿毎）) 賢棲 576年～580年
- 鏡常 581年～584年

■十五世物部大人連公	勝照	585年～588年	三代目
(押坂彦人大兄)	端政	589年～593年	
(多利思比孤)	告貴	594年～600年	
	願転	601年～604年	
	光元	605年～610年	

「法興」年号は阿毎王権の「端政(589年～593年)」「告貴(594年～600年)」「願転(601年～604年)」「光元(605年～610年)」年号と重なる。「上宮法皇」は「九州」に新しい「王権」を樹立していることがわかる。

- 「591年」に「上宮法皇」は阿毎王権から独立して「王権」を樹立する。
- 「天子」となり、「法興」年号を建てる。

## (2) 「新王権」樹立の検証

「591年」に「新王権」を樹立する。それを検証しよう。

(崇峻)四年(591年)八月、天皇、群臣に詔して曰く、「朕、任那を建てむと思う。卿等如何に」と。群臣奏して言う、「任那の官家を建てる可きこと、皆陛下の詔するところに同じ」という。

十一月、紀男麻呂宿禰・巨勢猿臣・大伴嚙連・葛城鳥奈良臣を差して大將軍と為す。氏々の臣連を率いて裨將(副将)・部隊として、二萬餘の軍を領いて筑紫に出て居る。

『日本書紀』

『日本書紀』はここでも「任那復興」を持ち出している。しかし「任那」が滅亡するのは「562年」である。今は「591年」である。「任那」が滅んで実に「30年」が経過している。「任那復興」などは有り得ない。「任那復興」を持ち出しているのは次に「二萬餘の軍を領いて筑紫に出て居る」とあるからであろう。

「阿毎王権」は筑紫を支配している。「阿毎王権」が筑紫へ「二萬餘の軍」を派遣する理由はない。

- 「上宮法皇」は「阿毎王権」から独立して「新王権」を樹立する。
- 「阿毎王権」はそれを許すはずがない。
- 「阿毎王権」は新王権の樹立を阻止するであろう。
- 「阿毎王権」の本拠地は「鞍手郡」である。阿毎王権は鞍手郡から軍を派遣して「新王権」の樹立を阻止するために「筑紫」へ向かって兵を出すであろう。
- 「上宮法皇」はそれと戦うために筑紫へ「二萬餘の軍」を出している。

### (3) 上宮法皇と貴国

筑紫へ派遣された「大将軍」は殆どが肥前の人である。

#### ○筑紫へ派遣された大将軍

- 紀男麻呂宿禰 肥前国基肄郡基肄（木伊＝紀伊＝紀）の宿禰であろう。貴国の紀角宿禰の後裔であろう。
- 巨勢猿臣 肥前国佐嘉郡巨勢の宿禰であろう。貴国の巨勢小柄宿禰の後裔であろう。
- 大伴囂連 大伴金村は博多を本拠地としている（63号）。
- 葛城鳥奈良臣 肥前国三根郡葛木の豪族であろう。葛城襲津彦の後裔であろう。

○大将軍は「肥前」から派遣されている。「新王権」は肥前に在るのであろう。

### (4) 上宮法皇の本拠地

翌「592年」に崇峻天皇は蘇我馬子に殺される。

（崇峻）五年（592年）十一月、（蘇我）馬子、東漢直駒を使わし天皇を弑す。

（中略）駅使（はいま）を筑紫の將軍の所に遣わして曰く、「内乱に依り外事を怠るなかれ」という。 『日本書紀』

「592年」に蘇我馬子は東漢直駒を使わし崇峻天皇を殺すとある。

この時筑紫へ派遣されている將軍のもとに伝令が飛ぶ。「駅使（はいま）を筑紫の將軍の所に遣わし」とある。

「駅使（はいま）」は「駅馬（はゆま）」であり、「早馬」のことである。伝令は陸路で筑紫へ行けるところから出されている。伝令を出しているのは「上宮法皇」であろう。將軍等は「595年」に筑紫より帰る。

（推古）三年（595年）七月、將軍等、筑紫より至る。 『日本書紀』

將軍等は「4年後」に帰ってくる。將軍等が戦ったという記録はない。阿每王権との戦いは無かった。

阿每王権には「二萬餘の軍」を討伐するだけの力が無かった。阿每王権は上宮法皇の独立を認めたことになる。

この翌年が「法興六年（596年）」である。上宮法皇は「葛城臣」を連れて伊予温泉へ行っている。「葛城臣」は筑紫へ派遣された大将軍の「葛城鳥奈良臣」であろう。上宮法皇は大将軍の葛城鳥奈良臣を連れてのんびりと伊豫温泉（道後温泉）を逍遙している。

上宮法皇の本拠地は「葛城鳥奈良臣」の居る「肥前の三根郡」に近いところに在る

のではないだろうか。

□「上宮法皇」の本拠地は「肥前」であろう。

■「二萬餘の軍」を派遣した時の大將軍は皆「肥前」の人である。

■「法興六年（596年）」に伊豫温泉（道後温泉）を逍遙した時も肥前の大將軍葛城鳥奈良臣を連れている。

### 3 上宮王家

#### (1) 上宮皇太子

「厩戸皇子」は「聖徳太子」である。用明天皇の子であるという。

（用明）元年（586年）正月、穴穂部間人皇女を立てて皇后と為す。是れ四男を生む。其の一を厩戸皇子という。（更の名は豊耳聰聖徳、或いは豊聰耳法大王と名付く、或いは法主王という）是の皇子は初め上宮に居す。後に斑鳩に移る。（中略）

其の二を来目皇子という。其の三を殖栗皇子という。其の四を茨田皇子という。

『日本書紀』

厩戸皇子は長男であり、弟に来目皇子・殖栗皇子・茨田皇子が居る。

「厩戸皇子」は「初め上宮に居す。後に斑鳩に移る」とある。

■（推古）九年（601年）二月、皇太子、初めて宮室を斑鳩に興す。

■（推古）十三年（605年）十月、皇太子、斑鳩宮に居す。

『日本書紀』

厩戸皇子は「595年」に渡來した高麗の僧「慧慈」を師として仏教を学ぶ。慧慈はその後高麗に帰る。

「厩戸皇子」は「621年2月5日」に死去する。厩戸皇子の死去を聞いて慧慈は次のように述べる。

（推古）二十九年（621年）二月五日、半夜（よなか）に厩戸豊聰耳皇子命、斑鳩宮に薨る。（中略）高麗の慧慈、上宮皇太子薨ると聞いて大いに悲しむ。皇太子のために僧を請い而して斎を設く。（中略）誓願して曰く、「我、国を異にすると雖も心は断金（友情が厚いことをいう）に在り。其れ独り生きるとも何の益あらむ。我、来年の二月五日を以て必ず死なむ。（後略）」という。是に慧慈、期日（二月五日）に死す。是を以て時人の彼も此も共に言う、「其れ独り上宮太子のみ聖（ひじり）に非ず。慧慈も亦聖なり。」という。

『日本書紀』

慧慈は「上宮皇太子薨ると聞いて大いに悲しむ」とある。「廐戸皇子」は「上宮皇太子」であることがわかる。

- 「廐戸皇子」 = 「上宮皇太子」
- 「上宮皇太子」は「上宮法皇」の皇太子であろう。

慧慈は「上宮皇太子（廐戸皇子）」が死去した日に合わせて「来年の二月五日を以て必ず死なむ」と述べている。

「上宮皇太子（廐戸皇子）」が死去したのは「621年2月5日」である。

- 「上宮皇太子（廐戸皇子）」は「621年2月5日」に薨去
- 「上宮法皇」は「622年2月22日」に崩御。
- 「上宮法皇」 ≠ 「聖徳太子（上宮皇太子、廐戸皇子）」

「廐戸皇子（上宮皇太子）」は生涯「太子」である。「王位」に即いたことがない。それは「廐戸皇子（上宮皇太子）」は「621年」に死去し、「上宮法皇」は「622年」に死去しているからである。

『日本書紀』は「廐戸皇子（上宮皇太子）」を「用明天皇」の子にしている。

- 「廐戸皇子（上宮皇太子）」は「上宮法皇」の皇太子である。
- 『日本書紀』が「用明天皇」の子としているのは捏造である。

## (2) 上宮皇太子と宝皇女（皇極天皇）・舒明天皇

田村皇子（舒明天皇）は「上宮皇子（廐戸皇子）」の病気を見舞う。

初め飛鳥岡基（おかもと）宮御宇天皇の未だ極位に登らざるとき、号して田村皇子という。（中略）（田村）皇子、私に飽波に参り、御病状を問う。ここに於いて上宮皇子命、田村皇子に謂いて曰く、「愛わしきかな。善かな。汝、姪男。自ら来たり吾が病を問うや。……」（中略）

天皇、臨崩の日に、田村皇子を召して遺詔す。「朕、病篤し。今、汝、極位に登れ。宝位を授け上宮皇子と朕の龜凝寺を譲る。仍りて天皇位に即く。」

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』

「飛鳥岡基（おかもと）宮御宇天皇」とは「舒明天皇（田村皇子）」である。田村皇子（舒明天皇）は「飽波に参り、御病状を問う」とある。「田村皇子」は上宮皇子の病気を見舞っている。

この時、上宮皇子は田村皇子を「汝、姪男」と言っている。田村皇子（舒明天皇）と婚姻しているのは「宝皇女（皇極天皇、齊明天皇）」である。

次に「天皇、臨崩の日に、田村皇子を召して遺詔す。「朕、病篤し。今、汝、極位に登れ」とあり、「仍りて天皇位に即く」とある。「舒明天皇」の誕生である。

この「天皇」は「宝皇女」の父であることがわかる。

次男の「来目皇子」は「603年」に死去している。この「天皇」は「殖栗皇子」か「茨田皇子」である。ここでは三男の「殖栗皇子」としておく。

「上宮王家」は次のようになる。

#### 図43 上宮王家

(65号 p 183)

「上宮法皇」が樹立した王権を「上宮王権」と呼ぶことにする。

□「591年」に「上宮法皇」は「上宮王権」を樹立する。

#### (3) 上宮王権の年号

「上宮王権」の王と年号は次のようになる。

■初代	上宮法皇	法興	591年～622年
■二代目	殖栗皇子	仁王	623年～628年
■三代目	舒明天皇	聖聰	629年～641年
■四代目	皇極天皇	?	642年～649年

### 4 上宮王権の本拠地

#### (1) 上宮法皇の宮

「605年」に「上宮皇太子」は上宮王家の本拠地から斑鳩へ移る。

(推古) 十四年 (606年) 七月、天皇、皇太子に請い、勝鬘經 (しょうまんきょう) を講 (と) かしむ。三日で之を説 (と) きおえる。

是歳、皇太子、亦法華經を岡本宮に於いて講 (と) く。天皇、大いに喜び、播磨国の水田百町を皇太子に施 (おく) る。因りて斑鳩寺に納める。

『日本書紀』

「皇太子」は「上宮皇太子 (厩戸皇子)」であり、「天皇」は「上宮法皇」である。  
「606年」に「皇太子、亦法華經を岡本宮に於いて講 (と) く。天皇、大いに喜び」とある。

「岡本宮」は「上宮法皇」の宮であることがわかる。

「上宮皇太子 (厩戸皇子)」は「上宮王家」の本拠地に戻り、「岡本宮」で『法華經』の講話をしている。

「岡本宮」は「肥前の飛鳥」にある。

「舒明天皇」は即位すると「飛鳥」の「岡本宮」に移る。

(舒明) 二年 (630年) 十月、天皇、飛鳥岡の傍に遷る。これを岡本宮と謂う。  
『日本書紀』

「岡本宮」は「上宮法皇」の宮である。「舒明天皇」は即位すると「上宮法皇」の宮殿に移っている。

「岡本宮」は「飛鳥岡」の傍にあるという。「岡本宮」は「肥前の飛鳥」にあることがわかる。

□上宮王家の本拠地は「肥前の飛鳥」である。

■「肥前の飛鳥」は「三養基郡みやき町西尾・東尾」である (65号)。

## 5 舒明天皇

### (1) 百濟大宮と百濟大寺

「639年」に舒明天皇は大宮と大寺を建てる。

(舒明) 十一年 (639年) 七月、詔して曰く、「今年、大宮及び大寺を造作す」という。則ち百濟川の側を以て宮處 (みやどころ) と為す。是を以て西の民は宮を造り、東の民は寺を作る。  
『日本書紀』

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』(以下『大安寺縁起』と略)に同じ記事があり、大寺は「百濟大寺」とある。

天皇位十一年歳次己亥春二月、百濟川の側の子部社を切排し、院寺家、九重塔を建て、三百戸を封じ入れ賜う。号して百濟大寺という。『大安寺縁起』

「640年」に「舒明天皇」は「百濟大宮」へ移る。

(舒明) 十二年 (640年) 十月、百濟宮に徙 (うつ) る。  
『日本書紀』

### (2) 舒明天皇と「宮處」

舒明天皇は「641年」に「百濟大宮」で死去する。

(舒明) 十三年 (641年) 十月、天皇、百濟宮に崩す。宮の北に殯 (もがり) す。これを百濟の大殯という。この時、東宮開別皇子、年十六にして誅 (しのびごと) す。  
『日本書紀』

翌「642年」に舒明天皇の葬儀が行われる。百濟へ使いに行っていた「阿曇連比羅夫」は百濟の弔使を連れて筑紫まで来る。

(皇極) 元年(642年)正月、百濟の使人大仁阿曇連比羅夫、筑紫国より駅馬に乗り来たりて言う、「百濟国は、天皇崩すと聞きて弔使を奉り遣せり。臣、弔使に隨いて共に筑紫に到る。しかるに臣、葬に仕えむと望み、故に先に独り来たれり」という。

『日本書紀』

阿曇連比羅夫は舒明天皇の葬儀に仕えたいので百濟の弔使を筑紫に残して駅馬に乗り、独りで來たという。

舒明天皇の葬儀は「筑紫」から馬で行けるところで行われている。すなわち九州内である。「舒明天皇」は「九州の天皇」であることがわかる。

舒明天皇が「百濟川」の側に「大宮」「大寺」を造ったところを「宮處(みやどころ)と為す」とある。

「宮處(みやどころ)」は「九州内」にあるはずである。『和名抄』を見ると「肥前国神埼郡」に「宮所(美也止古呂)」がある。

肥前国神埼郡 蒲田・三根・神崎・宮所(美也止古呂)

『和名抄』

「宮處」はまた『肥前国風土記』にも出てくる。

○神埼郡 郷は玖(九)所 里は二十六 駅壹所 烽壹所 寺壹所  
宮處郷 郡の西南に在り

同じ天皇(景行天皇)の行幸の時、此の村に於いて行宮(かりみや)を造り奉る。因りて宮處郷という。

『風土記』

「宮處郷は(神埼)郡の西南に在り」とある。「神埼郡の西南」を流れる川は「城原川」である。「百濟川」は「城原川」であることがわかる。

「神埼郡」は「筑紫国より駅馬に乗り、先に独り來たれり」という記述と良く合っている。

城原川の下流の東側は今でも「神埼郡」である。城原川の下流の西側は佐賀市諸富町である。神埼郡ではない。

ところが諸富町大堂の「村中角遺跡」から「宮殿」とヘラ書きされた土器が出土している(古代史の復元⑥『物部氏と蘇我氏と上宮王家』)。

「宮殿」とは舒明天皇が建てた「百濟大宮」であろう。

### (3) 舒明天皇は「百濟人」

舒明天皇は「629年」に「上宮王家」の天皇として即位し、翌「630年」に「上宮王家」の宮殿である「岡本宮」に住む。

ところが「639年」に「肥前の神埼郡宮所」に新しく「百濟大宮」「百濟大寺」を建てて移り住む。

舒明天皇の宮殿や寺には「百濟」が付いている。

舒明天皇は死去すると「百濟方式」の葬儀が行われる。

(舒明) 十三年 (641年) 十月、天皇、百濟宮に崩す。宮の北に殯 (もがり) す。これを百濟の大殯という。 『日本書紀』

舒明天皇は「百濟宮」で死去し、「百濟の大殯」が行われる。

このように舒明天皇にはすべて「百濟」が付いている。舒明天皇は「百濟人」であろう。

舒明天皇は敏達天皇の孫であるという。

(舒明) 即位前紀、息長足日広額天皇 (舒明天皇) は淳中倉太敷天皇 (敏達天皇) の孫、彦人大兄皇子の子なり。 『日本書紀』

舒明天皇は「彦人大兄皇子の子なり」とある。「彦人大兄皇子」は阿每王権の「十五世」である (前述、64号)。舒明天皇は「上宮王家」の天皇であるから「彦人大兄皇子の子なり」は誤りである。『日本書紀』の捏造である (64号)。

舒明天皇は「敏達天皇の孫」とある。敏達天皇は「敏達 (百濟)」であろう。「敏達 (百濟)」は肥前の神埼郡を流れる「百濟川 (城原川)」の上流の「百濟大井」に宮殿を建てて住んでいる (64号)。

舒明天皇は祖父の「敏達 (百濟)」が「百濟川 (城原川)」の上流に宮殿を建てているので自分は「百濟川」の下流に「百濟大宮 (宮殿)」を建てているのであろう。

舒明天皇は百濟人である。上宮王家の天皇になり、上宮王家の「岡本宮」に住んでいたが、「百濟人」である舒明天皇は自分の宮殿に住みたいと願い、「百濟川」に「百濟大宮」、「百濟大寺」を建てて移り住んでいる。「上宮王家の入り婿」から脱却したいと願っていたのであろう。

#### (4) 皇極天皇の即位

「642年」に皇極天皇が即位する。

■ (舒明) 十三年 (641年) 十月、息長足日広額天皇 (舒明天皇) 崩す。元年 (642年) 正月、皇后、天皇位に即く。  
 ■ (齐明) 即位前紀、(舒明) 十三年十月、息長足日広額天皇 (舒明天皇) 崩す。明年 (642年) 正月、皇后、天皇位に即く。元を改める。四年 (645年) 六月に位を天萬豊日天皇 (孝徳天皇) に譲る。 『日本書紀』

「齐明紀」の方には「(642年) 正月、皇后、天皇位に即く。元を改める」とある。「皇極天皇 (齐明)」は即位すると「改元」している。その「年号」は不明である。

○上宮王家の系図



①～⑤は上宮王家の王位継承の順

図43 上宮王家